



2019年2月

居住者の皆様へ

Asahi Monthly Report

[マンションの専有部分と共用部分]

建物は専有部分と共用部分とで構成されています。

専有部分とは区分所有権の対象となる部分のことで、住戸、事務所や店舗などがそれにあたります。

一方、共用部分とは「専有部分以外の建物の部分」のことで、マンションの壁、柱、共用設備（エレベーター等）などです。専用庭・バルコニー・玄関前ポーチも共用部分なので注意が必要です。

[こんなことをされては困ります]

区分所有法の定めによって、区分所有者・占有者は、建物の保存に有害な行為や、建物の管理・使用に関して共同の利益に反するようなことはできません。

例えば、次のようなことはできません。

- 壁を勝手に撤去したり、穴を開けたりすること。
- 専有部分に危険物を持ち込んだり、共用部分や敷地を自分勝手に使うこと。
- ベランダや外壁などに勝手に広告看板などを掲出すること。
- 異常な音・振動・臭気を発生させ、他人に迷惑をかけること。

マンションは、一軒家と違い共用部分がありますので、

ルールを守り快適な暮らしを心がけましょう。

